ユースタイルラボラトリー株式会社

重度訪問介護従業者養成研修　統合課程（通学及び通信）　学則

（開講目的）

第１条　介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として実施する。

（事業者の名称・所在地）

第２条 本研修は次の事業者が実施する。

ユースタイルラボラトリー株式会社

担当部署：ユースタイルカレッジ運営事務局

所在地：東京都中野区中央一丁目35番6号　レッチフィールド中野坂上ビル６Ｆ

電話番号：050-3188-7677

メールアドレス：college@eustylelab.co.jp

（実施課程及び形式）

第３条　研修課程及び形式は以下のとおりとする。

重度訪問介護従業者養成研修　統合課程（通学及び通信）

（研修事業の名称）

第４条　ユースタイルカレッジ三重 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程(通学及び通信)

（年度事業計画）

第５条　令和８年の研修事業は、次の計画のとおり実施する

日程：3日間

1日目：オンデマンド動画視聴(0時より視聴可能)

2日目：9:00～20:30

3日目：同行現場もしくは教室実習にて6時間

場所：〒510-0076　三重県四日市市堀木2-8-9　Rafaga Ⅱ 501

定員：164名(4名×全41回)

年間開講予定：

	1日目		2日目
第1回	令和8年5月4日	～	令和8年5月5日
第2回	令和8年5月18日	～	令和8年5月19日
第3回	令和8年5月25日	～	令和8年5月26日
第4回	令和8年6月1日	～	令和8年6月2日
第5回	令和8年6月22日	～	令和8年6月23日
第6回	令和8年7月6日	～	令和8年7月7日
第7回	令和8年7月20日	～	令和8年7月21日

第8回	令和8年8月3日	～	令和8年8月4日
第9回	令和8年8月10日	～	令和8年8月11日
第10回	令和8年8月17日	～	令和8年8月18日
第11回	令和8年8月24日	～	令和8年8月25日
第12回	令和8年8月31日	～	令和8年9月1日
第13回	令和8年9月7日	～	令和8年9月8日
第14回	令和8年9月14日	～	令和8年9月15日
第15回	令和8年9月21日	～	令和8年9月22日
第16回	令和8年9月28日	～	令和8年9月29日
第17回	令和8年10月5日	～	令和8年10月6日
第18回	令和8年10月12日	～	令和8年10月13日
第19回	令和8年10月19日	～	令和8年10月20日
第20回	令和8年10月26日	～	令和8年10月27日
第21回	令和8年11月2日	～	令和8年11月3日
第22回	令和8年11月9日	～	令和8年11月10日
第23回	令和8年11月16日	～	令和8年11月17日
第24回	令和8年11月23日	～	令和8年11月24日
第25回	令和8年11月30日	～	令和8年12月1日
第26回	令和8年12月7日	～	令和8年12月8日
第27回	令和8年12月14日	～	令和8年12月15日
第28回	令和8年12月21日	～	令和8年12月22日
第29回	令和9年1月4日	～	令和9年1月5日
第30回	令和9年1月11日	～	令和9年1月12日
第31回	令和9年1月18日	～	令和9年1月19日
第32回	令和9年1月25日	～	令和9年1月26日
第33回	令和9年2月1日	～	令和9年2月2日
第34回	令和9年2月8日	～	令和9年2月9日
第35回	令和9年2月15日	～	令和9年2月16日
第36回	令和9年2月22日	～	令和9年2月23日
第37回	令和9年3月1日	～	令和9年3月2日
第38回	令和9年3月8日	～	令和9年3月9日
第39回	令和9年3月15日	～	令和9年3月16日
第40回	令和9年3月22日	～	令和9年3月23日
第41回	令和9年3月29日	～	令和9年3月30日

受講3日目：3日目の現場実習及び教室実習は原則各1日目修了の日から2か月以内に実施する。

募集開始日・締切日：令和８年３月１５日より募集を開始し、各回の前日をもって募集を締め切る。

（受講対象者）

第６条　受講対象者は次の者とする。

・原則として重度訪問介護従業者として従事することを希望する者
・日本語の講義を理解できる語学力を有する者
・三重県内または三重県近郊在住、在勤で通学可能な方

（研修参加費用）
第７条　研修参加費用は次のとおりとする。（金額はすべて税込）
ただし、申込時に、ユースタイルラボラトリーでの就業を希望し、採用条件に合致する場合研修参加費用は全額免除とする。

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回～41回	受講料	30,000円	30,000円	一括納入	受講開始前日まで

（使用教材）
第８条　研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名
第1回～41回	喀痰吸引等研修テキスト 第三号研修（特定の者対象） （平成30年度障害者総合福祉推進事業　介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究　編纂委員会 編集）

（研修カリキュラム）
第９条　研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

（研修会場）
第１０条　前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

（担当講師）
第１１条 研修を担当する講師は、別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

（実習施設）
第１２条　実習は別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

（募集手続）
第１３条　募集手続は次のとおりとする。
（１）事業者のホームページまたは指定の申込用Ｅメールアドレスに必要事項（以下「申込情報」という。）を記入送信の上、受講日前日までに申し込む。ただし、定員に達した場合はキャンセル待ち、もしくは別日程での受講とする。
（２）事業者は、申込情報の内容を確認の上、受講者の決定を行い受講者に受講日程、注意事項等を通知する。

（３）受講決定の通知を受けた受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。

（科目の免除）
第１４条　科目の免除についてはこれを認めない。

（修了の認定）
第１５条　修了の認定は、第９条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修し、且つ筆記試験により、総正解率が９割以上のものを合格と認定し修了者と認める。
（１）筆記試験の不合格者には担当講師による補習の上、修了評価当日に再試験を実施し、総正解率が９割以上のものを合格とする。
（２）受講中に以下の行為に該当する言動が認められた者については、筆記試験の合否を問わず修了を認めない。

a) 試験、演習等における不正で悪質と認められる行為
b) 情報倫理を逸脱し事業者又は他者の正当な利益を侵害する行為
c) 本学講師、事務局の業務又は受講者の学習、若しくは正当な活動を暴力、威力、偽計、反社会的勢力またはその関係者と認められる者、その他の不当な手段によって妨害する行為
d) 反社会的勢力またはその関係者を窺わせる行為
e) 犯罪行為、人権侵害行為又はハラスメント行為
f) 事業者の名誉を著しく毀損すると認められる行為
g) a）から f）に掲げるものの他、受講者の本分に反すると認められる行為
h) 重度訪問介護従業者として不適切であると講師が判断した行為（受講態度、介護への姿勢、技術的な水準の未達等を含む）

（３）修了を認定されない者は、上記の h）に該当する「技術的な未達者」を除いて、再受講を認めない。「技術的な未達者」については、技術向上が認められる場合に限り、再受講できるものとするが、科目の免除は行わない。修了を認定されない場合においても受講料の返金は行わない。

（遅刻・欠席の取り扱い）
第１６条　1日目オンデマンド配信の動画内で告知するパスワードを全て記入した書類を2日目通学時に提出することにより、1日目オンデマンド配信の動画を視聴したものとする。2日目は、1日目にオンデマンド配信の動画を視聴した者が受講することができる。
また、遅刻・一時退出・早退・欠席について、以下の通り取り扱うものとする。如何なる理由（病気、怪我、出張、公共交通機関の遅延、通信環境の不具合等）も欠席・一時退出・遅刻・早退の例外としない。
（１）授業開始時刻より遅れて入室した場合は「遅刻」扱いとする。
（２）授業中に一時退出する場合は「一時退出」扱いとする。
（３）授業終了前の退席は「早退」扱いとする。
（４）原則、研修開始から 10 分以上の遅刻もしくは一時退出・早退した場合は欠席とする。

（補講の取り扱い）
第１７条　研修の一部を欠席した者や、修了の認定において担当講師に知識・技術等の習得が不十分と判断された者は、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を受講することにより、当該科目を履修したものとみなす。なお、補講にかかる受講料については無料とする。

（修了証明書の交付）
第１８条　第１５条により修了を認定された者には、事業者において三重県居宅介護職員初任者研修事業者指定事務取扱要綱に規定する修了証明書及び、修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）
第１９条　修了管理については、次により行う。
（１）　修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに三重県が指定した様式に基づき知事に報告する。
（２）修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により手数料 2,000 円（税・郵送料込）を入金確認後、再発行をする。

（研修事業執行担当部署）
第２０条　本研修は、ユースタイルラボラトリー株式会社ユースタイルカレッジ運営事務局にて執行する。

（その他留意事項）
第２１条　研修の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。
（１）　研修の受講に際して、受講申し込み受付時又は、研修開始日の開校日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は認定を行わないものとする。②～⑨についてはコピーの提出をお願いいたします。
①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
②住民基本台帳カードの提示
③在留カード等の提示
④健康保険証の提示
⑤運転免許証の提示
⑥パスポートの提示
⑦年金手帳の提示
⑧マイナンバーカード
⑨国家資格等を有するものについては免許証又は登録証の提示　等
（２）研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情対応部署：教育事業部研修係受講者担当窓口　電話　03-5937-6825
（３）事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に使用しない。
（４）受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
（５）講師または受講者について、本研修に関係する期間における一切の勧誘行為等を禁止する。

（禁止事項）
第２２条　受講生は研修受講にあたり、以下の行為を行ってはならない。
（１）第１５条（２）に該当する行為。
（２）受講者による録音・撮影。
（３）授業の資料等の無断使用・転載。

（施行細則）
第２３条　この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、事業者がこれを定める。

（附　則）
この学則は令和８年７月 27 日から施行する。